

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

スポンサー規程

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF 以下「連盟」という)が締結するスポンサーシップ契約、ならびに受領する協賛金及び物品に関して定めることを目的とする。

第2条 (用語定義)

本規程で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

1 協賛

連盟の事業方針に賛同し、連盟が実施する事業活動に必要な資金や物品を無償で提供して協力することを言う。

2 スポンサーシップ契約

本規程の内容を踏まえて連盟事業に協賛する団体と連盟が、第5条と第6条について個別に詳細を取り決める契約をいう。

第3条 (協賛の種類)

1 資金協賛

第4条に定めるランク別年額の金銭協賛

2 物品協賛

第4条に定めるランク別小売価格相当の物品協賛

第4条 (年間協賛額(含物品)に応じたスポンサーランク)

- | | |
|--------|-------------|
| 1 プラチナ | 2,000,000 円 |
| 2 ゴールド | 500,000 円 |
| 3 シルバー | 200,000 円 |
| 4 ブロンズ | 100,000 円 |

第5条 (契約期間)

原則4年以上とし、個別に締結するスポンサーシップ契約で期間を定めることとする。

第6条 (スポンサーシップ契約を締結する団体の権利)

連盟とスポンサーシップ契約を締結する団体には、スポンサーランクに応じて以下の権利が生じる。

1 ブロンズ以上

- ・連盟公認スポンサーであることの公表
- ・連盟ロゴの使用
- ・連盟ホームページへのスポンサー団体名を記載

2 シルバー以上

- ・連盟ホームページに団体ロゴと団体ホームページへのリンク先 URL を掲載
- ・ユニフォーム/競技用具への団体名/団体ロゴ掲載 ※ランク別の掲載サイズは別紙参照

3 ゴールド以上

- ・連盟が取り組む人間力育成プロセスを連盟から団体へ共有
 - ・連盟が主催する全日本選手権大会に団体ののぼり/横断幕を掲載
 - ・連盟指定選手(注1)の写真を団体のパンフレット等に掲載
- もっとも、選手の肖像権に鑑み個別相談を有するものとする

注1: JOC 強化指定選手及び JBLSF 指定選手

4 プラチナ

- ・連盟事業への冠スポンサー名付与
- ・役職員の挑戦力醸成を目指した連盟トップ選手による講演会提供

第7条（賛助会員と連盟スポンサーの違い）

年額100,000円未満の寄付団体は賛助会員とし、連盟スポンサーと区別する。

第8条（競合禁止）

連盟の既存スポンサーと業種や組織の規模が同じで市場で競合する団体については、既存スポンサーの承諾を得た後、マーケティング委員会の審議を経て新規スポンサーに選定することが出来る。

第9条（選手の個人スポンサーとの競合）

連盟のスポンサーと、JOC強化指定選手及びJBLSF指定選手の個人スポンサーが競合する場合は、連盟スポンサーの権利が優先されるものとする。

第10条（JOCスポンサーとの競合）

連盟のJOC強化指定選手が、JOCシンボルアスリート/ネクストシンボルアスリートに認定されて、JOCスポンサーと連盟スポンサーとの競合が生じる場合は、JOCスポンサーの権利が優先されるものとする。

第11条（守秘義務）

連盟役員及び連盟指定選手は、スポンサーシップ契約期間中及び契約終了後5年間、当該スポンサー契約の寄付条件に関する情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、法令または行政機関、裁判所の要請に基づく開示請求に対しては、目的に照らして必要な範囲でスポンサー側の情報を開示することが出来る。

第12条（許諾抵触防止義務）

連盟がスポンサーを認定する際は本規程を提示し、また、必要に応じて関係諸規程を提示し、連盟の上位団体であるJOC及びJSPOの各種規程、連盟の各種規程及び本規程の各条項との許諾抵触を防止しなければならない。

第13条（反社会勢力排除）

連盟のスポンサーになる団体は、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 連盟と締結するスポンサー契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ア 連盟に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて連盟事業を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第14条（その他）

連盟と連盟スポンサーとの間の問題・紛争については両者間で協議の上解決するものとする。

附則

この規程は2022年(令和4年)10月4日から施行する。

別紙 1

ロゴ掲載位置

		プラチナ	ゴールド	シルバー
そり	ボブスレー	前方/側面 A	側面 B	側面 C
	リュージュ	シーネ/シャーレ A	シャーレ B	シャーレ C
	スケルトン	そり裏面 A	そり裏面 B	そり裏面 C
ヘルメット	ボブスレー スケルトン	側面	なし	なし
	リュージュ	正面/側面/裏面	なし	なし
帽子	3 競技共通	正面	なし	なし
レーシングスーツ		A	B	C

ロゴサイズ(cm²)※合計

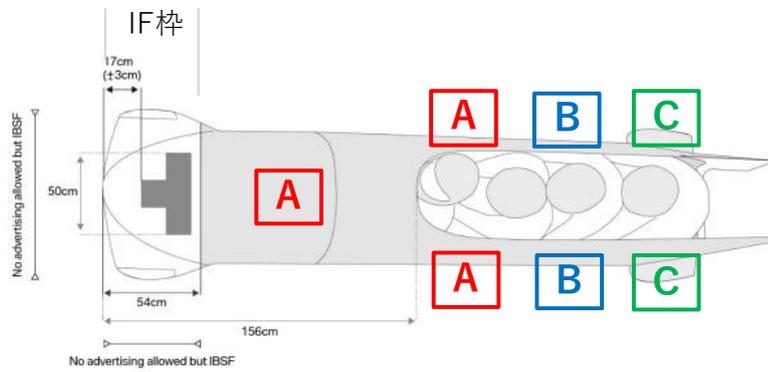
		プラチナ	ゴールド	シルバー
そり	ボブスレー	1,000	500	200
	リュージュ	600	400	200
	スケルトン	300	200	100
ヘルメット	ボブスレー スケルトン	60	—	—
	リュージュ	70	—	—
帽子	3 競技共通	30	—	—
レーシングスーツ		A	B	C

個人スポンサーロゴ掲載位置とサイズ※参考

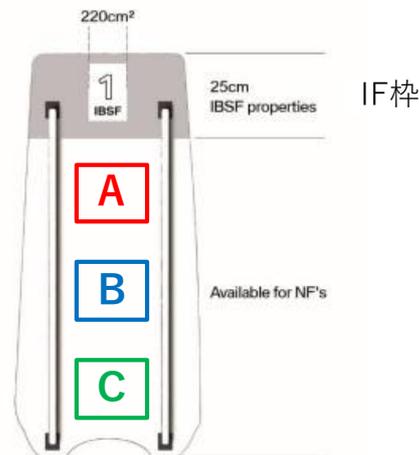
		掲載位置	サイズ(cm ²)
そり	ボブスレー	なし	—
	リュージュ	なし	—
	スケルトン	なし	—
ヘルメット	ボブスレー スケルトン	なし	—
	リュージュ	なし	—
帽子	3 競技共通	なし	—
レーシングスーツ		D	40

■ そり

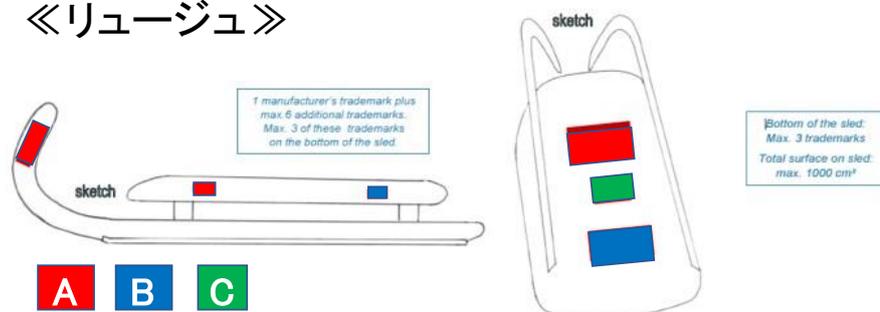
《ボブスレー》



《スケルトン》

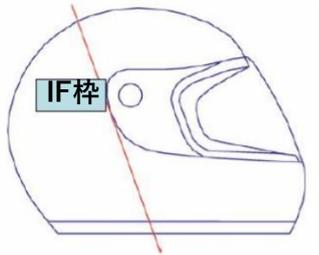


《リュージュ》

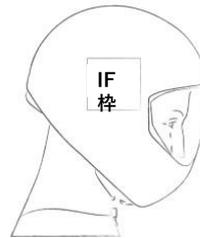


■ ヘルメット

《ボブスレー》

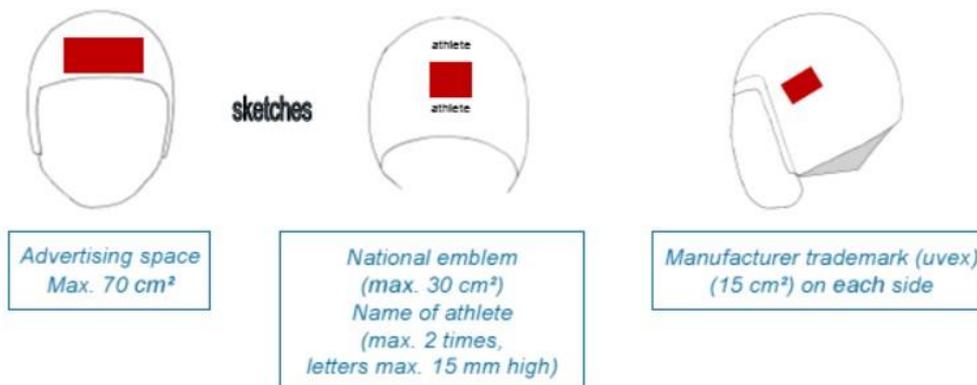


《スケルトン》



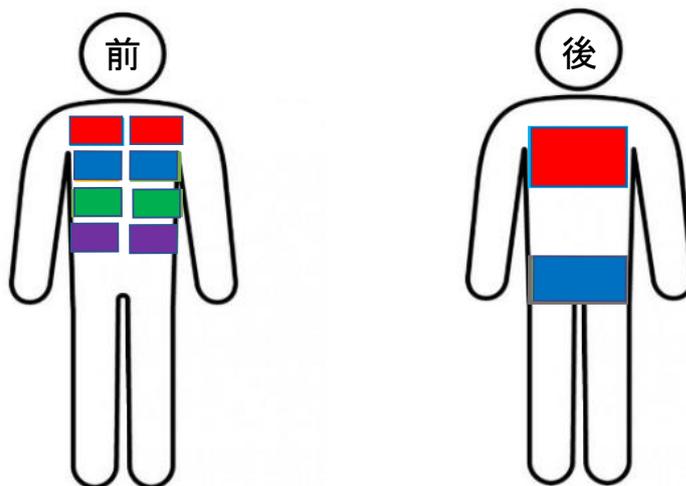
上記、「IF 枠」外の両側面

《リュージュ》



■レーシングスーツ

《ボブスレー・スケルトン》 A B C D



《リュージュ》 A B C D

